

データヘルス計画の策定について

国民健康保険法第 8 2 条第 4 項の規定により、厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」に基づき、国民健康保険の個々の被保険者への健康増進及び疾病予防を働きかけるとともに、地域の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施するため、入間市国民健康保険保健事業実施計画を策定し、保健事業を実施してきたところです。

この指針の一部が、平成 26 年 4 月 1 日に改正され、「保険者は、健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、データヘルス計画（保健事業の実施計画）を策定し、保健事業の実施及び評価を行うこと。」とされ、国民健康保険の保険者に対しても、この取り組みが推進がされています。

このことから、入間市国民健康保険として、レセプト、特定健康診査結果及び K D B システムの情報を活用したデータ分析を行い、データによる地域の特性等を見極め、これまで行ってきた保健事業の再評価をするとともに、保健事業の見直しを図るため、平成 27 年度にデータヘルス計画を策定することとしました。

○ 今後のスケジュール

- ・ 8 月～10 月 データ分析、保健事業の検証
- ・ 11 月～1 月 計画書（案）の作成
- ・ 3 月 計画の決定
- ・ 4 月 計画の実施

※ 計画書の作成にあたっては、その内容について、埼玉県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会の支援を受けます。

○ 計画年度

平成 28 年度～平成 29 年度の 2 ケ年

※ 国の医療費適正化計画の第 2 期の最終年度が平成 29 年度であり、新たな医療費適正化計画との整合性を図る必要があります。